



市川三郷町 第4次障がい者計画

概要版

1 計画策定の背景

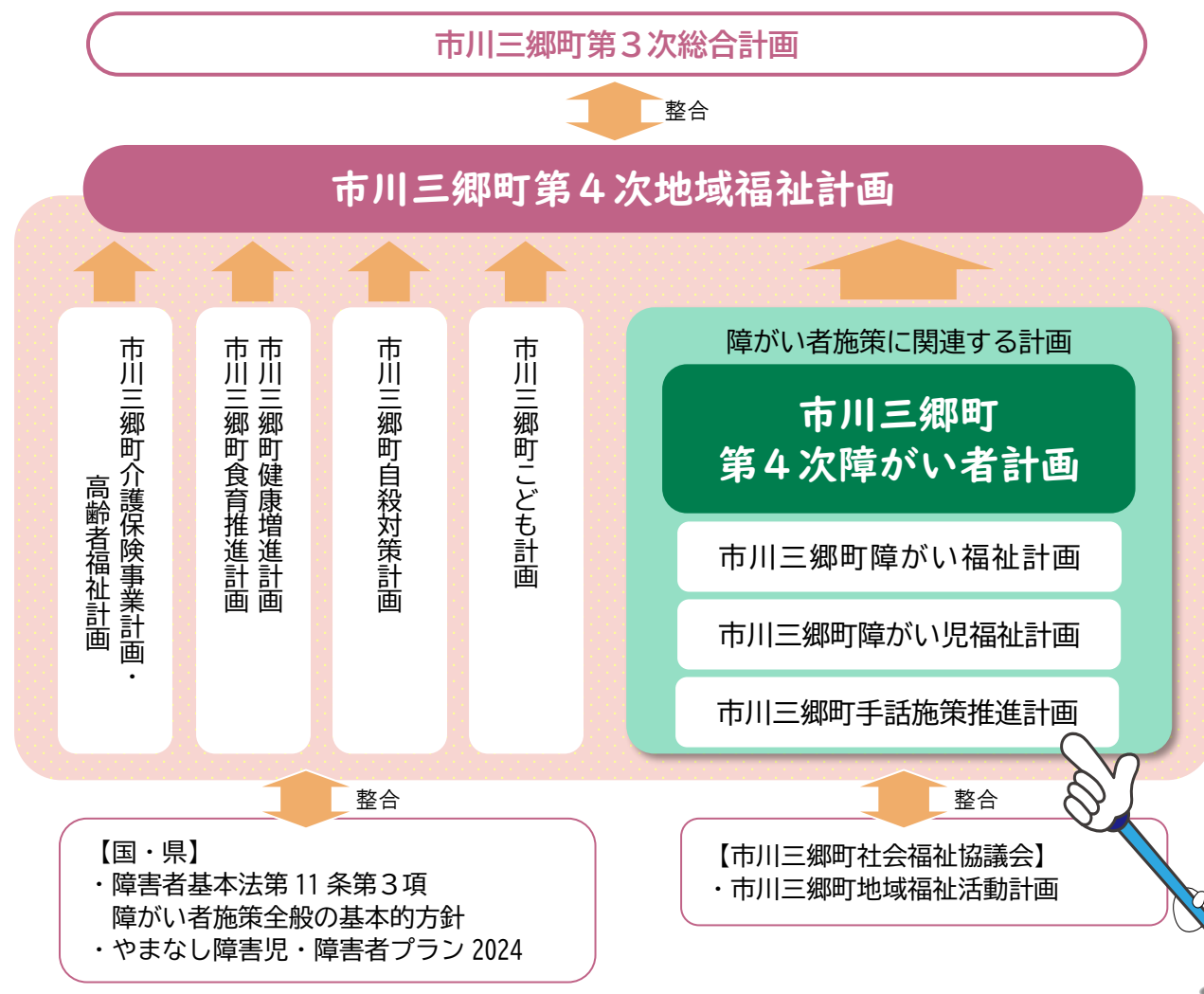
我が国においては、障がいの有無に関わらず、人々の多様なあり方を相互に認め合える「共生社会」の実現を目指すこととしています。

このたび、「市川三郷町第3次障がい者計画」の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、これまでの計画の進捗状況を整理するとともに、市川三郷町の障がい福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉に係る関係法や制度の改正、障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえた上で、さらなる施策充実に向け、新たに2025（令和7）年を開始年度とする「市川三郷町第4次障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は障害者基本法第11条第3項にて規定されている「市町村障害者計画」に位置づけられる法定計画であり、本町におけるさまざまな障がい者施策の体系的な推進を図ることを目的としています。

また、本計画は市川三郷町の長期的・総合的な計画である「市川三郷町第3次総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であるとともに、市川三郷町の福祉関連計画との整合を図るものとします。



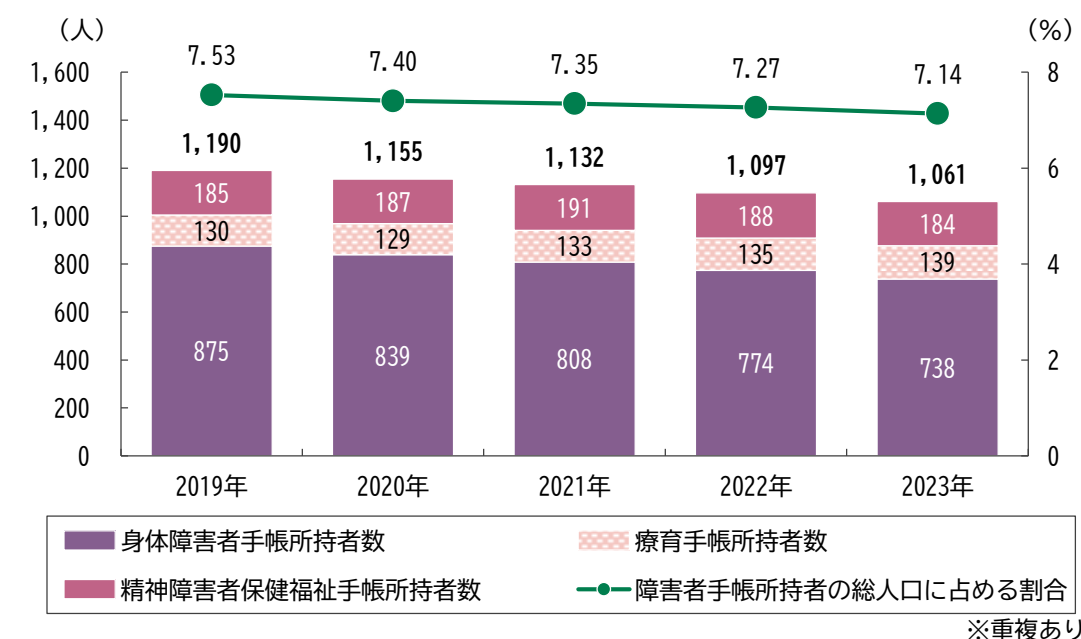
3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。

	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
障がい者計画	第3次計画			市川三郷町 第4次障がい者計画				
障がい福祉計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画		
障がい児童福祉計画	第2期計画		第3期計画			第4期計画		

4 市川三郷町の障がい者の現状

● 障害者手帳所持者数の推移 ●



資料：峡南保健福祉事務所『業務概況』（各年3月31日現在）

障害者手帳所持者数の総数は2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2023（令和5）年においては1,061人となっています。障害者手帳所持者の総人口に占める割合は7.14%と、2019（令和元）年と比べて0.39ポイント減少しています。



5 基本理念

近年、精神障がいのある人や発達に特性のある人は年々増加傾向にある他、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行による「親亡き後」への対応等、障がいのある人の生活を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。こうした中、障がいのある人やその家族等が住み慣れた地域で生きがいを持って生活することができるまちづくりを実現するために、関係各課及び関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を推進することが重要です。

第4次障がい者計画においては、このような状況を踏まえ、また、これまでの計画の考えを継承しつつ整理を行い、「障がいのある人の 自立した暮らしを支えるまちづくり」と定め、障がい者施策の充実を図ります。

基本理念

障がいのある人の 自立した暮らしを支えるまちづくり



6 基本方針

基本理念の実現に向けて、本町では以下の4つの基本方針を掲げて、計画を推進していきます。

1. 障がい者一人ひとりの暮らしを支えるまちづくり

民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上に努めます。また、障がいのある人が、主体的に福祉サービスを選択できるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

2. ともに認めあい、支えあえるまちづくり

障がいの特性や必要な配慮に関する理解を深め、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行いながら、差別の解消及び合理的配慮の提供、虐待の防止に取り組めます。今後さらなる権利擁護の推進に向けて、成年後見制度の利用の促進を図ります。

3. 自分らしく活動し、社会参加できるまちづくり

本町では、健康診断や講座など、予防と健康づくりに関するさまざまな取り組みを推進しています。保健・医療サービスだけでなく、障がいのある人が主体的に健康づくりに取り組めるような施策の充実を図ります。

4. 安心・安全な暮らしを送ることができるまちづくり

障がいのある児童を抱える親にとって最大の心配事である「親亡き後」の受け皿としてのグループホームについて整備の検討を図るなど、多様な住まいの確保に取り組めます。また、公共施設の段差解消から情報バリアフリー化に至るまで、ハードとソフトの両面において利用者にやさしいまちづくりの推進を図ります。

7 施策の体系

基本方針1

障がい者一人ひとりの 暮らしを支える まちづくり

- (1) 障がい児・障がい者相談支援機能の充実
- (2) 日常生活支援体制の充実
- (3) 障がいの重度化や高齢の障がい者への対応
- (4) 地域生活移行の促進
- (5) 障がい児支援の強化

基本方針2

ともに認めあい、 支えあえるまちづくり

- (1) 障がい者の差別解消と権利擁護体制の推進
- (2) 障がい者に対する町民の正しい理解の促進

基本方針3

自分らしく活動し、 社会参加できる まちづくり

- (1) 健康づくりと医療の推進
- (2) 切れ目のない教育体制の構築
- (3) 障がい者の就労及び雇用の支援

基本方針4

安心・安全な暮らし を送ることができる まちづくり

- (1) 生活環境の整備
- (2) 外出・社会参加手段の確保
- (3) 防災・防犯対策の推進

8 計画の推進体制

本計画は、障がいのある人とその家族、障がいに対して理解を深めることが求められる町民、地域、関係団体等のすべての主体を対象に、障がい者施策を推進していくための計画です。本計画を推進していくためには、市川三郷町を構成するすべての主体の協力が必要不可欠となることから、行政は、本計画の基本理念や方向性に沿って進められる、町民による活動や地域での活動を支援していきます。また、町民や事業者、企業、行政との協働による施策・事業の推進を図っていきます。庁内においては、計画の推進において全庁的な体制を構築することが必要となるため、担当部署間の連携を高めていきます。

市川三郷町 第4次障がい者計画【概要版】 令和7年3月

発行：市川三郷町 編集：市川三郷町 福祉課

〒409-3601 市川三郷町市川大門 1790-3 TEL：055-242-7057 FAX：055-272-1198

